

資料 1-1 犬山市防災会議条例（昭和38年3月19日 条例第10号）

（趣旨）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、犬山市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 犬山市地域防災計画を作成し及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は会長及び委員35人以内をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときはあらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (3) 市の教育委員会の教育長
 - (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (5) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 7 委員は再任されることができる。

（会議）

第4条 防災会議は必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決をすることができない。
- 3 防災会議の議事は出席委員の過半数で決し可否同数のときは会長の決するところによる。

（雑則）

第5条 この条例に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正経過	昭和 54年 3月 24日	条例第11号
	平成 6年 6月 28日	条例第23号
	平成 8年 3月 29日	条例第19号
	平成 12年 3月 31日	条例第37号

資料 1 - 2 犬山市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、犬山市防災会議条例（昭和38年条例第10号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、犬山市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 条例第3条第4項に定める会長の指名する委員は、副市長とする。

(委員の任命等)

第3条 条例第3条第5項に定める委員は、別表のとおりとする。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届けておかなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には会議の日時・場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職氏名
- (3) 会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は防災会議が処分すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害にかかる災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整に関すること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見を聞く等その他必要な協力を求める。
- (4) 市の防災計画の修正についての意見に関すること。

2 会長は、前項により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を防災交通課に置く。

- 2 事務局に事務局長主幹及び書記を置く。
- 3 事務局長は防災監をもって充てる。
- 4 書記は、犬山市職員のうちから市長が指名する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、そのつど会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和39年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和2年8月25日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年7月5日から施行する。

別表（第3条関係）

機関名	摘要
愛知県犬山警察署	条例第3条第5項第1号
犬山市（防災監）	条例第3条第5項第2号
犬山市（都市整備部長）	条例第3条第5項第2号
犬山市教育委員会（教育長）	条例第3条第5項第3号
犬山市消防団（団長）	条例第3条第5項第4号
犬山市消防本部（消防長）	条例第3条第5項第4号
犬山市議会	条例第3条第5項第5号
犬山市（副市長）	条例第3条第5項第5号
愛知県尾張県民事務所	条例第3条第5項第5号
愛知県一宮建設事務所	条例第3条第5項第5号
中部電力パワーグリッド株式会社小牧営業所	条例第3条第5項第5号
名古屋鉄道株式会社犬山幹事駅	条例第3条第5項第5号
愛知県江南保健所	条例第3条第5項第5号
入鹿用水土地改良区	条例第3条第5項第5号
犬山瓦斯株式会社	条例第3条第5項第5号
西日本電信電話株式会社東海支店設備部	条例第3条第5項第5号
農林水産省東海農政局木曾川水系土地改良調査管理事務所犬山頭首工管理所	条例第3条第5項第5号
尾北医師会犬山支部	条例第3条第5項第5号
愛知県LPガス協会尾張支部犬山分会	条例第3条第5項第5号
犬山市町会長会連合会	条例第3条第5項第5号
犬山商工会議所	条例第3条第5項第5号
日本郵便株式会社犬山郵便局	条例第3条第5項第5号
愛知北農業協同組合犬山支店	条例第3条第5項第5号
犬山市防災協力会	条例第3条第5項第5号
犬山市指定水道工事店協同組合	条例第3条第5項第5号
犬山市社会福祉協議会	条例第3条第5項第5号
犬山市婦人会連絡協議会	条例第3条第5項第5号
犬山アマチュア無線防災ボランティアサークル	条例第3条第5項第5号
犬山市赤十字奉仕団	条例第3条第5項第5号
犬山市ボランティア連絡協議会	条例第3条第5項第5号
犬山市民生委員児童委員協議会	条例第3条第5項第5号
愛知北エフエム放送株式会社	条例第3条第5項第5号
中部ケーブルネットワーク株式会社春日井局	条例第3条第5項第5号
特定非営利活動法人にこっと	条例第3条第5項第5号